

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会
社会起業家連携・先進行政コンソーシアム推進事務局運営業務委託に係る
企画提案審査会設置要綱

(設置)

第1条 社会起業家連携・先進行政コンソーシアム推進事務局運営業務の委託先を特定するため、山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会社会起業家連携・先進行政コンソーシアム推進事務局運営業務委託に係る企画提案審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、別表に掲げる委員長及び委員2人をもって組織する。審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に意見を求めることができるものとする。

(委員長の職務及び代理)

第3条 委員長は、審査会を代表し、会務を総括する。

2 委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の業務)

第4条 審査会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 審査会の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

3 審査会は、企画提案書の審査、順位付け、最優秀提案者の決定を行う。

(事務局)

第5条 審査会の事務局を、新価値・地域創造推進局国際戦略・自然首都圏推進課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営その他の必要事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月11日に施行し、業務委託契約締結の日に効力を失う。

別表（第2条関係）

区分	所属・職名	氏名
委員長	山梨県 新価値・地域創造推進局 新事業・地域ブランド課 課長	勝俣 秀文
委員	公益財団法人山梨総合研究所 理事長	今井 久
委員	国立大学法人山梨大学 研究推進・社会連携機構 特任准教授 (仲田公認会計士・税理士事務所)	仲田 峻